

第 1 章 主な改正点

工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について

I 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 品質確保への取組強化の一環

工事現場において、発注段階又は施工計画打ち合わせ時では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」と言える。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適正な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

II 対象工事

原則として、全ての工事を対象として実施するものとする。

III 実施方法

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、その日の内（24時間以内）に行うことを基本とする。但し、土・日等の閉庁日を除く。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、回答をその日のうちに行う。
- (3) 予告した回答期限を超過する検討期間が必要と判断された時点で、速やかに新たな回答期限を通知する。
- (4) 受注者からの的確な状況説明資料等により、早期に報告を受けることがワンデーレスポンスの前提となるため、受注者に対してもこの取り組みの意義と目的を周知するものとする。

IV その他

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。



工事監督における ワンデーレスポンスを実施します

(一工事現場を待たせない迅速な対応一)

本県の公共事業を取り巻く環境は非常に厳しいなかで、事業の執行にあたっては、工事の品質を確保しながら、よりスピード感を持った対応がますます求められております。

このため、「現場を待たせない迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることが必要となっております。

つきましては、これまで監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するための取り組みとしてワンデーレスポンスを実施することとしましたのでお知らせします。なお、この取り組みをスムーズに実施するためには、受注者側の早めの相談が欠かせませんのでご協力ください。



対象工事

高知県発注の全ての建設工事



実施時期

平成21年4月1日以降の契約工事より実施する。



実施方法

- 工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答します。
- 「その日のうち」に回答ができない場合は、「回答期限」を「その日のうち」に回答します。
- 監督員が不在の場合は、組織（総括監督員など）にて対応します。

**工事現場の「手待ち」をなくし、
安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指します。**



提出書類の簡素化等

項目	内容	備考
品質管理	1 コンクリート品質管理図表	コンクリート使用工事 ・材令28日強度試験データが10個以上の場合はX-Rs-Rm管理図も作成する。(下限値を6→10個)

項目	内容	備考	
出来形管理	1 変更申請図	計画変更のある全工事 ・金抜き設計書を作成(出来形寸法図の廃止) ・工事写真等の管理資料を添付すること	
	2 施工経過図	場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工程で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ・型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌との整合性を図る ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと	
	3 完成図	全工事(平面図、横断面、展開図等) ・なお、特殊な工事については、施工計画書の打ち合わせ時に協議する ・数字を赤・黒対比記入 ・展開図については、主な工程のみとする	
	4 出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略 ・展開図に測定数値を記入し省略することができる。	
	5 使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工程により必要なものは、監督職員と協議する。 ・伝票類は提示することとし、提出は不要 ・出来形管理図等で使用数量の明確なものは省略することができる。	
施工管理	1 写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真 ・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 使用材料写真 ・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。 用材林等の伐採の写真 ・伐採前と後の全景写真・胸高直径の計測状況の代表写真。ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。	
	その他	1 材料使用承認願	生コン・アスファルト・各種材料 ・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。

項目	内容	一工事	二工事	三工事	備考
施工計画書		請負金額5千万円以上の工事、急傾工事(維持工事は除く)	請負金額1千万円以上5千万円未満の工事	請負金額500万円以上1千万円未満の工事	
1 工事概要	工事番号、工事名、工事場所、工期、契約金額、工事内容	●	●	●	施工特性を記入
2 計画工程表	総合工程表	●	●	—	工事期間が短いものについては、技術管理要綱工程表様式5で代用できる。
3 現場組織表	現場組織表	●	—	—	
	施工体系図	●	●	●	下請がある場合は必要
	施工体制台帳	●	●	●	下請がある場合は必要
4 主要機械・船舶	機械名、規格、台数、使用工程	●	—	—	主要な機械のみ記載
5 主要材料	品名、規格、数量、製造者、JIS規格等	●	▲	▲	主要な材料のみ記載 二・三工事で県内産資材優先使用でない場合は必要
6 施工方法(仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序等	●	▲	—	請負金額3千万円以上は作成
	品質管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが品質管理は必要
	出来形管理計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが出来形管理は必要
7 施工管理	写真管理計画表	●	—	—	※二、三工事で計画表は省略だが写真管理は必要
	段階確認計画表	●	●	—	※三工事で計画表は省略だが段階確認は必要
8 緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	●	●	●	
9 交通管理	交通安全管理、工事標識	●	●	▲	三工事で具体的な交通管理が必要な工事以外は省略
10 安全管理	安全管理組織・安全訓練等	●	●	●	
11 現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	●	—	—	
12 環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	●	●	—	
13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(実施書)	●	●	●	実施書は変更施工計画書で提出
14 その他	作業時間、計画の届出、工事カルテ、社内検査等	●	●	▲	三工事は必要に応じて作成

※注意:表中の7の"—"は施工計画書に記載する項目を省略できることを示しており、現場での管理と管理資料等は必要です。

○現場組織表・・・社内検査員の資格添付→提示(社内検査員を置く場合)、資格免許証の写しを添付→不要

○施工方法・・・使用機械 使用機械一覧表を削除(主要機械に記載)

※三工事より少額工事で提出が必要な項目がある場合は、提出方法の統一を図るため施工計画書の表紙を使用して提出すること

工事提出資料の一部改正表(平成22年度改正)

項目		内容		備考
写真管理	1	各工種	使用機械 指定ラベルの貼付+現場駐在が判断できるもの	
	2	土工	盛土・埋戻 ・40m毎3層に1回近撮と全景〔巻出し時〕 ・転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景〔締固め時〕	
	3	ブロック積工	胴込・裏込 ・各変化点 ・3m未満、上下端 ・3m以上、上下端及び中間	

工事提出資料の一部改正表(平成23年度)

施工計画書	4	(3)作業主任・資格等一覧		・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	
-------	---	---------------	--	--	--

工事提出資料の一部改正表(平成24年度)

管理基準等	5	鉄筋挿入工	管理基準の改訂	段階確認回数、出来形管理基準及び規格値の変更並びに写真管理基準変更	H23.10.5通知
検査	6	その他	舗装抜き取りコア数の変更	1000㎡未満3個、1000㎡～2000㎡未満6個。2000㎡以上は、1000㎡毎に1個追加	H24.4.19通知
提出資料	7	建設副産物の適正処理	E表	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	
	8	使用量一覧表		現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工程により必要なものは、監督職員と協議する。	
	9	施工経過図		現場打ちコンクリート及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工程	
施工計画書	10	総合工程表		舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	

工事提出資料の一部改正表(平成25年度)

管理基準等	11	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	段階確認、品質管理基準の変更	H25.4.22通知
-------	----	-------	---------------	----------------	------------

工事提出資料の一部改正表(平成26年度)

管理基準等	12	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	品質管理基準の変更	H26.4.23
施工計画書	13	表紙		・施工計画書から打合せに関するものを除き、表紙の様式も変更	7-4 7-65 7-66参照 ⇒1部提出
工事打合せ	14	施工計画に関する工事打合せ		・工事打合せ簿を使用した提出とする。 ・打合せ記録を添付	7-2 7-3参照 ⇒2部提出
写真管理	15	過積載防止		・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16

工事提出資料の一部改正表(平成27年度改正)

写真管理	16	各工種	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21
------	----	-----	------	---	----------

工事提出資料の一部改正表(平成28年度改正)

写真管理	17	各工種	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1
	18	各工種	小黑板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31

工事提出資料の一部改正表(平成29年度改正)

		内容		備考	
施工計画書	19	建設副産物の適正処理	再生資源利用(促進)計画及び実施書	建設リサイクルデータ統合システム(GREDAS)がH30.3.31をもって利用できなくなるため、受注者は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による作成とする。	H30.3.13

工事提出資料の一部改正表(平成30年度改正)

			内容		備考
写真管理	20	各工種	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所(事務所)の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29

工事提出資料の一部改正表(令和2年度改正)

確認表	21	起工測量		起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1
写真管理	22	特殊車両		到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1
遠隔臨場	23	段階確認 材料確認 立会		「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和3年度改正)

出来形管理	24	施工経過図		場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	R3.4.1
写真管理	25	品質管理写真及び出来形管理写真		・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。	R3.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	26	使用材料写真		・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。	R4.2.4
------	----	--------	--	---	--------

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	27	用材林等の伐採の写真		1)伐採前と後の全景写真 2)胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと。	R5.1.19
------	----	------------	--	---	---------

工事関係書類の簡素化取りまとめ一覧

工事関係書類の作成を簡素化している項目をまとめたものです。
簡素化されている書類は検査時の提示及び電子納品への格納も不要です。
なお、下記書類の作成を簡素化することで工事成績評定への影響はありません。

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ※ただし、出来形寸法管理は必要です。	R3. 4. 1以降契約適用 R3. 2. 26付け2高技管第333号 高知県建設工事技術管理要綱の一部改正
写真管理	用材林等の伐採の写真	・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。	R5. 1. 19付け4高技管第462号 R5テキストP1-10参照
写真管理	産業廃棄物の運搬状況写真	産業廃棄物が処分前の寸法確認や処分場での計量（レシート等）などにより、処分の設計数量が確定できる場合は、各積載重量別車両毎に1工程以上の運搬写真撮影とする。 ※1工程の運搬写真とは：搬出時の荷姿及び処分場到着時の2枚とし、追跡写真は不要。 ※黒板には、運搬車のナンバー、出発時刻を記載。 ※各積載重量別車両毎とは：運搬車が「10t車10台」「4t5台」の使用であれば、「10t1台」「4t1台」以上の写真を撮影とする。	H30. 4. 24付け30高技管第42号 テキストP1-36参照
写真管理	ダンプトラックによる土砂の搬入及び搬出状況写真	各積載重量別1台（例えば10トン車で1台）、4トン車で1台、土砂積み込み時（積載高が分かる）及び土砂荷下ろし時の写真撮影とする。 ※追跡写真は不要。	
写真管理	特殊車両	到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2. 4. 1 テキストP1-5参照
写真管理	使用材料確認	鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する。	R4. 2. 4 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	J I S 認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30. 8. 29 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	J I S 認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「J I S マーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28. 6. 1 テキストP1-4参照
写真管理	小黒板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29. 3. 31付け28高技管第329号 テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21 テキストP1-4参照
写真管理	過積載防止	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。 	H27.3.16 テキストP1-4参照
出来形管理	施工経過図	<p>場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと</p>	R3.4.1（一部改正） テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	<p>図面等で表示可能なものは出来形管理図表を省略。 なお、契約額1000万円未満は省略。 ※展開図に測定数値を記入し省略することができる。</p>	テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	構造物等の出来形管理におけるヒストグラムの作成は不要。	
品質管理	コンクリートの品質管理	コンクリートの種別毎の総数量が50m ³ 未満の品質管理は1工種1回以上または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
提出書類	施工体制台帳 【下請関係書類】	<p>下請関係書類は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しの添付は必要ありません。 ※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。</p>	テキストP3-16参照
提出資料	材料使用承認願	<p>生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。</p>	テキストP1-3・P8-4参照
提出資料	完成写真の提出部数等	工事完成時に発注機関に提出する完成写真の提出部数を本庁契約は2部、その他は1部とする。 また、写真の紙質は写真用紙にする必要はありません。	R2.11.1以降適用 テキストP6-5、P8-32参照
提出資料	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	テキストP1-3、P1-4、P8-3参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
提出資料	建設副産物の適正処理 (E表)	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	テキストP1-4参照
提出資料	起工測量	起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1 テキストP1-5参照
提出資料	工事日誌	請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示する。	テキストP8-4参照
施工計画書	総合工程表	舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	テキストP1-4参照
施工計画書	(3) 作業主任・資格等一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。 	テキストP1-4参照
検査	舗装抜き取りコア数	<p>1000㎡未満3個</p> <p>1000㎡～2000㎡未満6個。</p> <p>2000㎡以上は、1000㎡毎に1個追加</p>	テキストP1-4参照
その他	遠隔臨場	「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.3.31付け元高技管第338号 テキストP1-5・P1-24参照
単価契約工事	舗装単価契約	テキストP1-27参照	

令和 4 年 9 月 9 日

土木部各課長 様

土木部各出先機関長 様

技術管理課長

高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）

高知県建設工事成績評定要領第 3 条第 2 項により、一次評定者が「5 創意工夫」を評価する場合の評価項目について、「ICT 活用工事試行要領の改正及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）」の実施に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この通知に伴い、令和 4 年 3 月 10 日付け 3 高技管第 360 号は廃止します。

記

地域への貢献、安全対策や施工管理の工夫などについては、施工計画書に記載し写真などにより確認が出来るようにしておくこと。（確認票可）

1 評価項目

「創意工夫」で評価する項目は、以下の項目に限る。（「別紙－1」参照）

（1）遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 338 号技術管理課長通知）に規定する遠隔臨場を実施した工事については、【施工】(14) 項目で加点評価する。〔1 点〕

（2）ICT 活用工事

ICT 活用工事試行要領の改定及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）に規定する、

・ICT 土工の「発注者指定型」、「施工者希望 I 型」、「内製化チャレンジ I 型、II 型」、「その他の工種の ICT 活用工事」で実施した工事については、【施工】(15) 項目で加点評価する。

〔2 点〕（ICT 法面工の場合は、技術管理課と点数について協議を行うこと。）

・ICT 土工の「簡易型」、「ICT 土工 1000m³ 未満」、「ICT 小規模土工」で実施した工事については、加点評価〔1 点〕とする。

（3）週休 2 日制モデル工事（4 週 8 休）「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）及び「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（令和 4 年 3 月 4 日付け 3 高土政第 1140 号土木部長通知）に規定する、週休 2 日（4 週 8 休）を達成した工事については、【その他】項目で加点評価する。〔1 点〕

2 適用日

令和 4 年 4 月 1 日以降の契約工事

3 問い合わせ先

技査

TEL 088-823-9825

4 高技管第 462 号
令和 5 年 1 月 19 日

関係各課長 様
関係出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

用材林等の伐採の写真管理等について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 内 容

用材林等の伐採の写真管理項目は、次のとおりとする。

- (1) 伐採前と後の全景写真
- (2) 胸高直径の計測状況の代表写真

ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと

2 施行日

本通知日以降

3 問い合わせ先

土木部技術管理課 技査

TEL : 088-823-9825

4 高技管第 196 号
令和 4 年 8 月 1 日

土木部各課長
各土木事務所長 様

技術管理課長
(公印省略)

ICT活用工事の発注方法について (通知)

このことについて、ICT活用工事 (ICT土工 1000m³ 未満)、(ICT作業土工 (床掘))、(ICT付帯構造物工) 及び (ICT擁壁工) 試行要領の制定並びに、ICT活用工事 (ICT法面工)、(ICT小規模土工) 及び (ICT土工) 試行要領の改定に伴い、発注方法等を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、これに伴い、令和 4 年 6 月 29 日付け 4 高技管第 114 号「ICT活用工事の発注について (通知)」は廃止します。

記

1 発注方法

- (1) ICT土工 …別紙フローによる
- (2) ICT土工 1000m³ 未満…施工者希望型 (別紙フロー)
- (3) ICT小規模土工…施工者希望型 (別紙フロー)
- (4) ICT舗装工…施工者希望型
- (5) ICT舗装工 (修繕工) …施工者希望型
- (6) ICT作業土工 (床掘) …ICT土工またはICT土工 1000m³ 未満の関連工種
- (7) ICT付帯構造物工…ICT土工、ICT土工 1000m³ 未満またはICT舗装工の関連工種
- (8) ICT地盤改良工…施工者希望型
- (9) ICT法面工…施工者希望型
- (10) ICT構造物工…施工者希望型
- (11) ICT擁壁工…施工者希望型
- (12) ICT浚渫工…施工者希望型
- (13) ICT基礎工…施工者希望型
- (14) ICTブロック据付工…施工者希望型
- (15) ICT海上地盤改良工…施工者希望型

※これ以外の方法により発注する場合及び以下に該当する場合は、技術管理課と協議すること。

- ・現場条件等によりICTの活用が困難と予想される場合
- ・既に発注している工事で、ICTの活用による施工を検討する場合

2 適用日

令和 4 年 8 月 1 日以降に積算する工事

3 留意事項

入札公告の工事概要欄又は指名通知のその他の条項及び特記仕様書へ必要事項を記入すること。
なお、実施設計書の特記仕様書に記載がない場合であっても、対象工事に該当する場合は、変更設計により実施可能。

※該当する工種全てを特記仕様書に記載すること。

(入札公告又は指名通知の記入例)

[発注者指定型]

この工事は、ICT活用工事「発注者指定型」の対象である。

[施工者希望型]

この工事は、ICT活用工事「施工者希望型」の対象である。

4 ICT活用工事の対象（参考）

災害復旧事業については、防災砂防課と事前協議のうえ設計計上の可否を確認すること。

ICT活用工事の対象等については、最新の要領を確認すること。

(1) ICT土工

下表において、1,000m³以上の土工量を含む工事

工種	種別
河川土工、砂防土工、海岸土工	掘削工（河床等掘削含む）、盛土工、法面整形工
道路土工	掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工

(2) ICT土工 1000m³ 未満

下表において、1,000m³未満の土工量を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	掘削工、盛土工、法面整形工
道路土工	掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工

(3) ICT小規模土工

下表において、100m³程度までの掘削、100m³程度まで、または平均施行幅 1m 未満の床掘を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	掘削工
道路土工	掘削工

(4) ICT舗装工

下表において、2,000m²以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗

付帯道路工	装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工
-------	----------------------------------

(5) ICT舗装工（修繕工）

下表の工種において、3,000m²以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	切削オーバーレイ工

(6) ICT作業土工（床掘）

ICT土工またはICT土工1000m³未満の関連工種。単独での発注は行わない。

(7) ICT付帯構造物工

ICT土工、ICT土工1000m³未満またはICT舗装工の関連工種。単独での発注は行わない。

(8) ICT地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）
道路土工	路床安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）

(9) ICT法面工

下表の工種を含む工事

工種	種別
法面整形工	法面整形工（土工量1000m ³ 未満）
植生工	種子散布、張芝、筋芝、市松芝、植生シート、植生マット、植生筋、人工張芝、植生穴、植生基材吹付、客土吹付
吹付工	コンクリート吹付、モルタル吹付
吹付法枠工	吹付法枠工

(10) ICT構造物工

下表の工種を含む工事

工種	種別
橋台工	橋台躯体工
RC橋脚工	橋脚躯体工
橋梁上部工	橋梁上部工
基礎工	矢板工、既製杭工、場所打杭工

(11) ICT擁壁工

下表の工種を含む工事

工種	種別
擁壁工	擁壁工

(12) ICT浚渫工

下表の工種を含む工事

工種	種別
浚渫工	ポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工 岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工

(13) ICT基礎工

下表の工種を含む工事

工種	種別
基礎工	基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し

(14) ICTブロック据付工

下表の工種を含む工事

工種	種別
ブロック据付工	被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付

(15) ICT海上地盤改良工

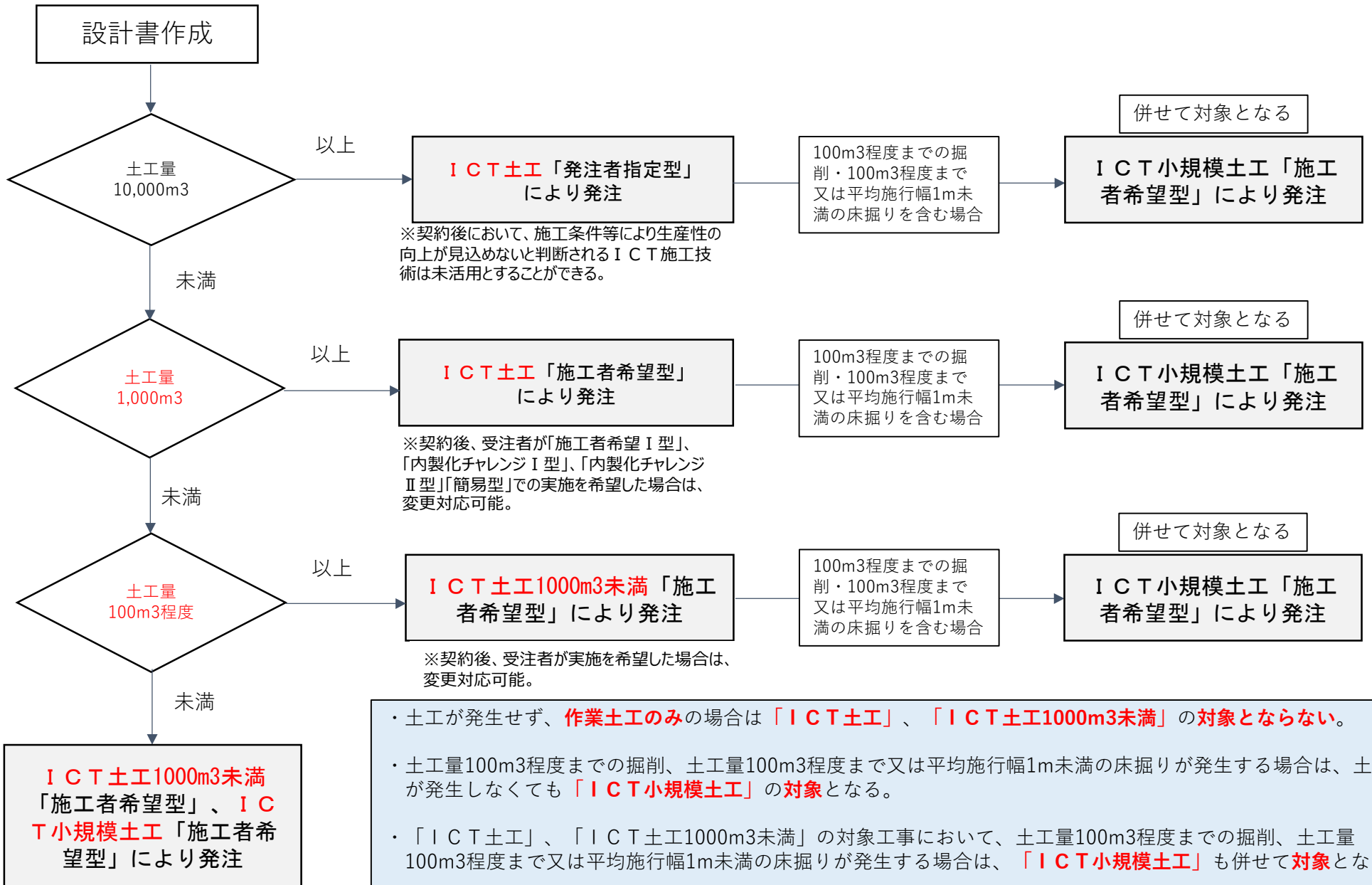
下表の工種を含む工事

工種	種別
海上地盤改良工	床掘工、置換工

5 担当

契約に関すること	土木政策課 契約担当
施工管理・監督・検査に関すること	技術管理課 技査担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事以外)	技術管理課 設計基準担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事)	港湾・海岸課 港湾建設担当

ICT土工、ICT土工1000m3未満 ICT小規模土工の発注方法の運用フロー



- ・土工が発生せず、**作業土工のみ**の場合は「ICT土工」、「ICT土工1000m3未満」の**対象とならない**。
- ・土工量100m3程度までの掘削、土工量100m3程度まで又は平均施行幅1m未満の床掘りが発生する場合は、土工が発生しなくても「ICT小規模土工」の**対象**となる。
- ・「ICT土工」、「ICT土工1000m3未満」の対象工事において、土工量100m3程度までの掘削、土工量100m3程度まで又は平均施行幅1m未満の床掘りが発生する場合は、「ICT小規模土工」も併せて**対象**となる。
- ・土量だけでなく、対象となる工種がそれぞれ設定されているため、ICT活用工事の対象になるかは、要領を確認すること。

※契約後、受注者が実施を希望した場合は、変更対応可能。

【高知県】 ICT活用工事の工種一覧

土木工事系工種（土工系の工種）

	単独発注	土工量	発注方法	備考
ICT土工	○	1000m3以上	発注者指定型（土工量10,000m3以上） 施工者希望型（施工者希望Ⅰ、内製化Ⅰ・Ⅱ、簡易）	R4.8.1改定
ICT土工1000m3未満	○	1000m3未満	施工者希望型	R4.8.1策定
ICT小規模土工	○	100m3程度	施工者希望型	R4.8.1改定
ICT作業土工※	×	-	ICT土工またはICT土工1000m3未満の関連工種	R4.8.1策定
ICT付帯構造物工※	×	-	ICT土工、ICT土工1000m3未満または舗装工の関連工種	R4.8.1策定

土木工事系工種（その他の工種）

※関連工種として実施するため、単独ではICT活用工事にはならない

	単独発注	対象規模	発注方法	備考
ICT舗装工	○	2,000m2以上の舗装工	施工者希望型	
ICT舗装工（修繕）	○	3,000m2以上の舗装工	施工者希望型	
ICT地盤改良工	○	-	施工者希望型	
ICT法面工	○	土量1000m3以上の法面整形はICT土工	施工者希望型	R4.8.1改定
ICT構造物工	○	-	施工者希望型	
ICT擁壁工	○	-	施工者希望型	R4.8.1策定

港湾工事系工種

	単独発注	対象規模	発注方法	備考
ICT浚渫工	○		施工者希望型	
ICT基礎工	○		施工者希望型	
ICTブロック据付工	○		施工者希望型	
ICT海上地盤改良工	○		施工者希望型	

【高知県】 I C T 活用工事の発注方法

	発注者指定型	施工者希望型
I C T 土工	○ (土量10,000m3以上)	○
I C T 土工1000m3未満	×	○
I C T 小規模土工	×	○
I C T 作業土工	-	-
I C T 付帯構造物工	-	-
I C T 舗装工	△※	○
I C T 舗装工 (修繕)	△※	○
I C T 地盤改良工	△※	○
I C T 法面工	△※	○
I C T 構造物工	△※	○
I C T 擁壁工	△※	○
I C T 浚渫工	△※	○
I C T 基礎工	△※	○
I C T ブロック据付工	△※	○
I C T 海上地盤改良工	△※	○

※発注者指定型で発注する場合は、技術管理課と協議が必要

ICT活用工事試行要領

技術管理課のホームページにICT活用工事のページを作成しているのので、最新の試行要領等については、以下のアドレスからご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2018030600075.html>

ICT活用工事 試行要領

【令和5年2月20日以降】

ICT土工、ICT土工1000m3未満、ICT小規模工、ICT作業土工(床掘)、ICT付帯構造物工、ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)、ICT法面工、ICT地盤改良工、ICT構造物工及びICT擁壁工を改正しました。

本試行要領は、令和5年2月20日以降に積算する工事に適用する。

	制定 (改定)	試行要領 ICT活用工事計画書	Q & A
ICT土工 (内製化チャレンジI・II型、簡易型を含む)	平成29年6月5日 (令和5年2月20日)	ICT活用工事(ICT土工)試行要領[PDF: 211KB] ICT活用工事(ICT土工)計画書【様式1】 [DOC: 34KB]	Q & A : 8件 ICT土工のQ&A集【220909】 [PDF: 1MB]
ICT土工1000m3未満	令和4年8月1日 (令和5年2月20日)	ICT活用工事(ICT土工1000m3未満)試行要領[PDF: 172KB] ICT活用工事(ICT土工1000m3未満)計画書【様式1】 [DOC: 35KB]	
ICT小規模土工	令和4年7月1日 (令和5年2月20日)	ICT活用工事(ICT小規模土工)試行要領[PDF: 181KB] ICT活用工事(ICT小規模土工)計画書【様式1】 [DOC: 28KB]	
ICT作業土工(床掘)	令和4年8月1日	ICT活用工事(作業土工(床掘))試行要領[PDF: 69KB]	
ICT擁壁工	令和4年8月1日 (令和5年2月20日)	ICT活用工事(ICT擁壁工)試行要領[PDF: 186KB] ICT活用工事(ICT擁壁工)計画書【様式1】 [DOC: 28KB]	
ICT浚渫工【港湾】	平成30年5月7日 (令和2年10月19日)	ICT活用工事(ICT浚渫工)試行要領[PDF: 76KB] ICT活用工事(ICT浚渫工)計画書【様式1】 [DOC: 33KB]	
ICT基礎工【港湾】	令和2年10月19日	ICT活用工事(ICT基礎工)試行要領[PDF: 74KB] ICT活用工事(ICT基礎工)計画書【様式1】 [DOC: 33KB]	
ICTブロック据付工【港湾】	令和2年10月19日	ICT活用工事(ICTブロック据付工)試行要領[PDF: 75KB] ICT活用工事(ICTブロック据付工)計画書【様式1】 [DOC: 33KB]	Q & A : 1件 ICTブロック据付工のQ&A集【210623】 [PDF: 95KB]
ICT海上地盤改良工【港湾】	令和3年11月18日	ICT活用工事(ICT海上地盤改良工)試行要領[PDF: 80KB] ICT活用工事(ICT海上地盤改良工)計画書【様式1】 [DOC: 34KB]	

問い合わせ先

土木部技術管理課

TEL : 088-823-9826

3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する費用の計上方法について（お知らせ）

このことについて、3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する設計単価を定め、下記のとおり計上することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用範囲

(1) 3次元起工測量

ICT活用工事において、3次元起工測量の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

(2) 3次元設計データ作成

ICT活用工事において、3次元設計データ作成の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

2 計上方法

(1) 3次元起工測量の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²未満の場合（別紙1参照）

測量面積に応じた下表の金額を、全間接費の対象外として共通仮設費（技術管理費）に計上する。

測量面積	金額	測量面積	金額
1,000m ² 以下	460,000	6,000m ² 以下	680,000
2,000m ² 以下	505,000	7,000m ² 以下	725,000
3,000m ² 以下	550,000	8,000m ² 以下	765,000
4,000m ² 以下	590,000	9,000m ² 以下	815,000
5,000m ² 以下	640,000	10,000m ² 未満	855,000

イ 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²以上の場合

諸経費を含んだ見積金額を、全間接費の対象外として共通仮設費（技術管理費）に計上する。

(2) 3次元設計データ作成の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア ICT土工、ICT土工1000m³未満、ICT小規模土工の場合

(ア) ICT活用工事の対象土量の合計が、10,000m³未満の場合（別紙2参照）

以下の計算式により算出された金額を、全間接費の対象外として共通仮設費（技術管理費）に計上する。

$$y = 221052x^{0.1106} \quad (y: \text{金額}^{*1}、x: \text{対象土量}^{*2})$$

※1 1,000円未満は切り捨てる

※2 受発注者協議により決定した、ICT活用工事の対象土量
(法面整形を除く)の合計

(イ) ICT活用工事の対象土量の合計が、10,000m³以上の場合
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に
計上する。

イ ICT土工、ICT土工1000m³未満、ICT小規模土工以外の場合
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上
する。

※電子納品作成費、2次元図面照査、ソフト購入費は設計計上の対象外

3 適用日

本通知日以降にICT活用工事の協議が成立した工事から適用する。

4 その他

令和5年7月1日以降は、積算の手引き(高知県土木部)により計上する。

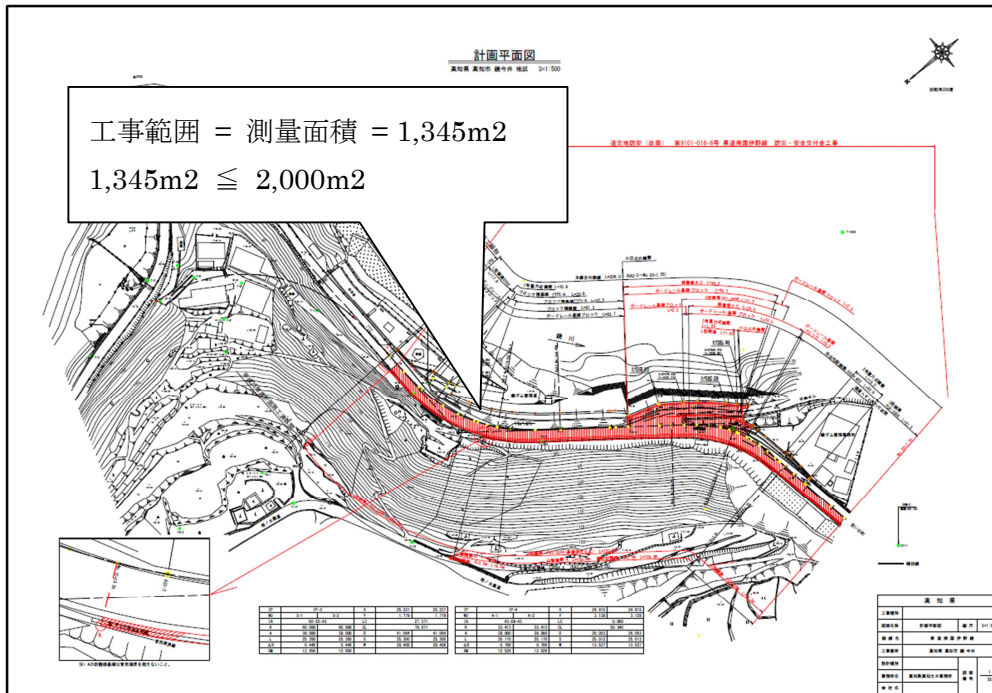
5 問い合わせ先

技術管理課 (TEL 088-823-9826)

3次元起工測量の対象範囲及び設計計上の方法について

1 測量面積の決定方法

工事範囲を測量面積とする。



3次元設計データの対象範囲及び設計計上の方法について

1 対象とする土量の決定方法

ICT活用工事計画書に記載された土量の合計とする。

ICTを活用する 工種 数量		掘削工(片切掘削) V=1000m3 路床盛土 V=160m3 床掘 V=84m3 法面整形 A=650m2
施工プロセス	種別・項目	
■ ①3次元起工測量		
	3 その他 ()	

ICT作業土工（床掘）もICT土工等の関連工種としてICT活用工事の対象とする場合、床掘の土量も合計土量に含むことが可能。

$V = 1,000 + 160 + 84 = 1,244\text{m}^3$

※法面整形は、合計土量に含まない。

令和5年3月6日

I C T活用工事における3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等の計上方法の変更について（お知らせ）

このことについて、令和5年度の国土交通省土木工事積算基準書の改定に伴い当面、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

記

1 適用範囲

I C T活用工事で、3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等にかかる費用を計上する工事

※港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上すること。

2 計上方法

(1) これまで

共通仮設費率と現場管理費率に、I C T活用工事の各試行要領で定められた補正係数を乗じることで計上。

(2) 今後の運用

これまでの計上方法により算出される金額と、受注者から徴収する見積りとを比較し、適切に費用を計上する。

3 適用

令和5年4月1日以降に、入札公告または指名通知を行う工事

4 問い合わせ先

技術管理課 (TEL 088-823-9826)

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（目的）

第2条 本要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めたものである。

（適用の範囲）

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

（費用）

第4条 本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

（工事成績評定）

第5条 本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評定において、工事成績採点の考査項目別運用表における考査項目「創意工夫」の【施工】（14）「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」または【その他】で評価する。

（その他）

第5条 本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を準用するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

遠隔臨場、Web会議

公開日 2022年04月19日

遠隔臨場、Web会議の通知等を掲載しております。

マニュアル

オンライン会議ツールZOOM基本操作マニュアル

- [ワード\[DOCX: 43MB\]](#)
- [P.D.F\[PDF: 18MB\]](#)

遠隔臨場

- [建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について \(令和2年4月1日\)](#)

Web会議

- [令和3年度デジタル化関連予算の概要\[PDF: 225KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要 \(WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入\) 受注者用 \(令和2年11月4日\) \[PDF: 366KB\]](#)
- [令和2年9月補正予算の概要 \(WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入\) 県職員用 \(令和2年10月15日\) \[PDF: 370KB\]](#)
- [オンライン協議やWEB段階確認を円滑に行うためのiPadの追加配布について \(令和2年8月11日\)](#)
- [WEB 会議等の積極的な利用について \(令和2年3月11日\)](#)

連絡先

高知県 土木部 技術管理課

住所： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 088-823-9825

ファックス： 088-823-9263

メール： 170601@ken.pref.kochi.lg.jp



PDFの閲覧にはAdobe System社の無償のソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページから入手してください。
[Adobe Readerダウンロード](#)

情報共有システムの利用について

公開日 2023年04月13日

このことについて、受発注者の業務の効率化に向けた更なる利用の促進を図るため、発注者指定型の対象範囲を拡大し、下記のとおりとしました。

また、システムの利用にあたっては、「[情報共有システム運用ガイドライン（案）第1.0版 令和元年7月](#)」を確認ください。

1. 対象工事

高知県土木部が発注する以下の工事（建築工事を除く。）とする。

（1）請負対象金額が1千万円以上の工事

…「発注者指定型」（情報共有システムの活用を義務付ける工事）

（2）請負対象金額が1千万円未満の工事のうち、情報共有システムを導入することで業務の効率化が図られると判断される工事

…「受注者希望型」（契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事）

2. 適用日特記仕様書への記載

対象工事を発注する際は、[別紙：特記仕様書記載例](#)に定める内容を特記仕様書に記載する。

3. その他

（1）システムの利用に係る費用は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれているため、別途計上しない。

（2）発注者指定型であっても、特別な理由により情報共有システムの活用が困難であると思われるものについては、受発注者間で協議する。

4. 適用日

令和5年5月1日以降に積算する工事

ただし、既に契約している工事についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

各土木事務所長 様

技術管理課長

道 路 課 長

舗装単価契約工事における関係書類の取り扱いについて（通知）

舗装単価契約工事において受注者が作成する工事関係書類の取り扱いについては、明確な定めがなく、それぞれの発注機関により運用されているところです。今後、下記により取り扱うこととしますので、受注者への指導等、適正な運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 舗装単価契約工事における関係書類の取り扱い

工事関係書類	取り扱い区分	摘 要
①コリンズ (CORINS)	登録不要	
②材料使用承諾願 ・アスファルト合剤・乳剤 ・区画線 ・砕石 ・その他	最初の施工時に提出	以降の契約内の追加工事については、当初提出分の材料や配合に変更がなければ提出不要。 ※配合報告書や製品カタログは、事務所で一括保管されている場合、添付不要。
③完成図	提出	
④使用量一覧表	提出	
⑤工事写真	提出	
⑥産業廃棄物処理関係書類 ・産業廃棄物処理契約書 ・マニフェスト ・伝票類 ・一覧表	提示	完成検査時に提示。提出は不要。 ※産業廃棄物処理契約書は当初の単価契約時に示された工期に基づき契約した産業廃棄物処理契約書のみで可。処分場に変更がなければ、追加工事ごとの処分場との契約締結は不要。
⑦安全管理書類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑧資材の伝票類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑨品質管理書類	不要	ただし、温度測定については写真等で記録を残すこと。
注 1 : 出来形管理については、高知県建設工事技術管理要綱により実施すること。ただし、材料使用量など、舗装厚が確認できる資料があれば、コア採取は省略できるものとする。 注 2 : その他、下請契約書など、提出が必要な書類がある場合は、施工計画書の表紙を使用して提出。		

2 適用年月日：通知日以降適用

問い合わせ先

技術管理課：技査

道 路 課：維持担当

平成 20 年 7 月 31 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

土木部長

土木部発注工事における県内産資材優先使用の徹底について（通知）

標記については、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」に基づき、平成 17 年度以降、県内産資材の優先使用に取り組んでいます。

また、平成 20 年度は「県内産品や技術のさらなる活用」を土木部の重点取組項目にも掲げています。

そこで、この取組みの一層の徹底を図るため、県外産資材を使用する場合の確認をより厳格にすることにしました。

つきましては、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」の一部を下記のとおり改定しましたので通知します。

記

1. 改定内容

①「5. 県内産資材使用状況の確認」

監督職員は、施工計画書の主要材料記載欄にて、県内産資材又は県外産資材の確認を行うこと。

また、施工打合わせ時には**主任監督員**が主要材料記載欄を確認し、県外産資材の使用としている場合は、その理由の説明を求めるとともに、打合わせ事項に記載させること。なお、特記仕様書に示す「機能、品質、価格等が同等」であるにもかかわらず県外産資材の使用としている場合は、改めて県内産資材優先使用の協力要請を行うこと。

検査職員は、検査時に県内産資材の使用状況を確認し、県外産資材を使用している場合は、監督職員及び請負業者から理由を確認すること。

②特記仕様書記載例

第 条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

2. 適用

平成20年8月1日以降、打合わせする工事（特記仕様書の記載は、平成20年8月1日以降、積算するもの）。

3. その他

「1. 改定内容 ②特記仕様書記載例」により、①平成15年3月12日付け14高土企第349号「土木部発注工事における県産木材使用の特記仕様書への明記について」、②平成15年10月20日付け15高建管第430号「土木部発注工事における県産海砂を配合した生コンクリートの優先使用について特記仕様書への明記について」、③平成17年3月25日付け16高建管第650号「『木製型枠』の使用について」に記載の県内産資材の優先使用に関する記載内容を集約する。

4. 問い合わせ先

建設管理課設計基準担当 TEL 088-823-9826
FAX 088-823-9263

3高技管第339号
令和4年3月1日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

「公共土木工事木材利用実績調査」の電子申請の運用開始について（通知）

このことについて、公共土木工事木材利用実績の調査方法を改善し、下記のとおり電子申請サービスによる申請とすることとしました。木材利用実績調査は、「県産材利用推進に向けた行動計画における公共土木工事の目標値に対する実績調査」において、目標達成状況を把握するために利用しており、県産材使用率を正確に算出するため、大変重要な調査ですので、担当職員及び受注者への周知をお願いします。

なお、平成27年4月13日付け27高技管第17号「公共土木工事の木材利用実績調査様式の改正について（通知）」及び、平成29年8月14日付け事務連絡「木材利用に係る「公共土木工事の木材利用実績調査表」の新様式使用の徹底について（通知）」は令和4年4月1日付けをもって廃止します。

記

1 公共土木工事木材利用実績調査方法
高知県電子申請サービスによる申請

2 対象工事
土木部発注工事（木材、木製型枠、木製看板等の利用を問わず全て対象）
※利用なしの場合は、未使用の内容で申請する。

3 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

2 申請について

(1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請

を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に、電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員に提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問い合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問い合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

4 適用

令和4年4月1日以降に完成する工事

5 留意事項

令和4年3月31日までに完成する工事は従来どおり電子納品物に格納する。

6 問い合わせ先

技術管理課

T E L 088-823-9826

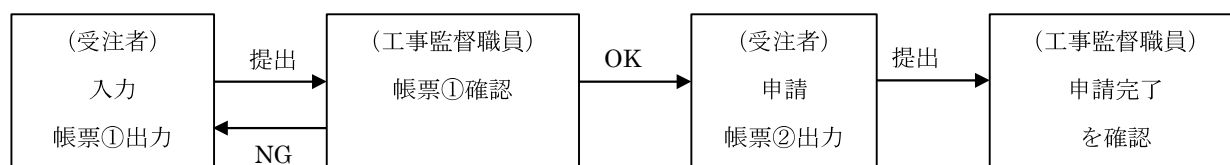
運用方法（参考）

木材利用実績は、受注者が高知県電子申請サービス（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）から電子申請を行う。

1. 手順

- 1) 受注者は、木材利用実績を電子申請システムにより入力し、出力した帳票①（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。
- 2) 工事監督職員は、帳票①を確認し受注者に報告する。
※電子申請サービスの入力データ保存期間が7日間のため、工事監督職員は速やかに対応すること。
- 3) 受注者は申請を行う。申請後に整理番号が採番された帳票②（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。
- 4) 工事監督職員は、整理番号が採番された帳票②の提出により、申請が完了したことを確認する。

<電子申請の流れ>



工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		
監督職員		
工事番号・工事名		
工期	始期日	
	終期日	
最終請負金額(万円)		

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由

C) 工事中用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中用資材に木製品を使用しない場合の理由

整理番号

帳票①

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)	高知土木事務所	
監督職員	高知 土木	
工事番号・工事名	急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事	
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)	1200	

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事 であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計		0m3

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事中仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 preview

←帳票①は整理番号がない

帳票②

高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)	高知土木事務所	
監督職員	高知 土木	
工事番号・工事名	急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事	
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)	1200	

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用した場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事 であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等) ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか 県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計		0m3

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況 使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事中仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事中仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品) 使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	揭示板, 工事看板	

整理番号 194431717305

←帳票②は整理番号が採番されている

30 高技管 第 42 号
平成 30 年 4 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

土木部発注工事における建設副産物処理の設計計上の方法について（通知）

土木部発注工事における建設副産物の処理に関することについては、平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号で通知しているところです。処理数量の確定方法については、地山の状態等で体積確認ができないものについては運搬車全車の写真撮影を義務つけていましたが、現場管理の省力化を図るため、今後は、設計数量の確定が可能な場合は運搬車全車の写真撮影の必要はなく、代表的な施工状況写真を撮影することとしましたので通知します。

また、これに伴い平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け 23 高建管第 763 号は廃止します。

記

1. 設計書の作成について

- (1) 平成 19 年 3 月 26 付け 18 高建管第 883 号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」の「2. 建設副産物の取扱い」により処理方法を決定する。
- (2) 処理数量の計上は、計量法に定める計量単位である「t」と「m³」を用いる。
- (3) 建設副産物の処理方法は「指定」、処理施設の選択は「任意」とし、施工条件明示書に算出に用いた処理施設の場所と併せて明記する。
- (4) 特記仕様書には、計量法に定める計量単位により処理数量の証明できる資料を提出することを受注者に義務付けることを明記。

2. 契約上の取扱い

- (1) 建設副産物のうち産業廃棄物の処理を他者に委託する場合は、産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）が発行されるが、これは、産業廃棄物の適正処理を確認するためのもので、処理数量の履行を証明するものではない。
- (2) 受注者と処理施設との間で「ダンプトラックの台数等」の単位を用いた契約を結ぶこと自体は有効であるが、県と受注者との契約においては「t」、「m³」などの計量法に基づく計量単位を用いることから、上記 1. (2) に示す単位での数

量証明を受注者に求める。

- (3) 上記1.(3) とすることから、契約上の計量単位及び運搬距離は原則、設計変更の対象とはならない。

3. 処理数量の確定方法

産業廃棄物の処理が他者に委託されている場合は、受注者にマニフェストの提示を受け、適正処理を確認するとともに以下の確認を行う。

なお、地山の状態等であっても代表写真を撮影するのは、各工程における施工状況を確認するためである。

(1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確定する場合

①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(各積載重量別車両毎に1工程以上(以下「代表写真」という。))

※1、代表写真撮影時は、積込後の出発時及び処分場到着時の両方を撮影する。

(運搬状況や追跡写真は不要)

※2、各積載重量別とは、運搬車が「10t・10台」「4t・5台」の使用であれば、「10t・1台」「4t・1台」以上の写真を撮影する。

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者からの①(電子データの提出)、②(レシート等の提示)の資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積(「m³」)により確認する場合

次の1)から3)のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態、または、建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確認する場合」により

重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。（「積算の手引き 第1章直接工事費の積算」参照）

3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(3) 受注者と処理施設との間で「台数」による単位を用いた契約を行っている場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

(4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を売却する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者からの木材市場等の受入伝票（提示）、①②（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

4. 前記3. の作業の特記仕様書記載例

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊 2.35 (t/m³)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を

他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。 (全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。 (全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (全車写真)

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内 (現場外に仮置きした場合は積替保管場所) から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する (運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)。 (全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。 (全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (全車写真)

(4) 建設副産物 (建設発生木材 (伐採木を含む)) を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内 (現場外に仮置きした場合は積替保管場所) から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。 (木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。 (代表写真)

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

※適用日以降に土木積算システムを利用して作成する設計書には、上記の記載例が自動的に記載されます。

5. 適用

平成 30 年 7 月 1 日以降に積算する工事に適用する。

6. その他

本通知は、「高知県建設工事技術管理要綱」の規定を改定するものではない。

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長

再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの一部改正について（通知）

このことについては、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの変更について（通知）」（平成30年3月13日付け 29高技管第338号）により通知していましたが、資源有効利用促進法省令の改正に伴い、下記のとおり、取扱いを一部改正しましたので、通知します。

記

1 提出の義務付け

建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、工事請負代金額が100万円（税込み）以上については、受注者に再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出を義務付けることとする。但し、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上となる工事の場合は、工事請負代金額に係わらず提出することとする。（追加）

2 再生資源利用（促進）計画書について

（ア）発注者への説明

受注者は、再生資源利用（促進）計画書を施工計画書と併せて提出するとともに、発注者に当計画書の内容を説明すること。（追加）

（イ）現場への掲示

受注者は、再生資源利用（促進）計画書の現場掲示用様式を工事現場の見やすい場所に掲げること。（追加）

※現場掲示用様式は、国土交通省ホームページ

（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に記載している様式を使用すること。

3 保存期間について

受注者による再生資源利用（促進）計画書及び実施書の保存期間は、工事完成後5年間（変更）とする。

4 特記事項への記載

特記仕様書に以下の内容を記載することとする。

第〇条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式 2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。
- 4 COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。
- 5 受注者は、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
- 6 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後 5 年間保存すること。

5 適用日

令和 5 年 1 月 1 日からの契約工事に適用する。

（問い合わせ先）

技術管理課

技査 TEL：088-823-9825

設計基準担当 TEL：088-823-9826

※令和 5 年 5 月 26 日に「資源有効利用促進法省令の改正【第二弾】」が施行されました。
(令和 5 年 5 月 26 日以降に契約する建設工事に適用)

- ・元請企業は、建設発生土を「搬出・搬入」した場合には、搬出先、搬入元との「受領書」の交付が必要となります。
- ・今後、県からも改めて通知し周知する予定です。

工事概要は1/4頁目の計画書に記入したものが3/4頁目に反映されます。

再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工費用ー

計画書(建り法11条通知対応)は1/4,2/4頁目に記入、実施書(建り法18条報告、)は3/4,4/4頁目に記入

発注機関の選択間違いに注意

元請業者が法人の場合、「法人番号公表サイト」で検索し法人番号を記入

1. 工事概要		発注担当者チェック欄	法人番号	0123456789012	← http://www.houjin-bangouanta.go.jp/
発注機関を選択 大分類 中分類 小分類	国土交通省	発注機関コード	請負会社名	(株)〇△建設	請負会社コード
	関東地方整備局	834700	建設業務の場合	〇〇国土交通大臣 特定	012345 号
	大宮国道事務所	担当者	建設太郎	解体工事業者の場合	0 号
工事名		〇〇道路舗装修繕工事	TEL	0XX-XXX-XXX	会社所在地
工事施工場所		埼玉県 さいたま市 中央区	TEL	0yy-yyy-yyy	Email
工事概要等		工事種別	千円未満	千円以上千円未満	千円以上千円未満
		改善(道路)	10000	1万円未満四捨五入	1万円未満四捨五入
		住居コード	令和	1年7月15日	から
			令和	1年11月18日	日まで
		着工年月日<竣工年月日			
		建築面積	階数	地上	0階
		建築面積	階数	地下	0階

建築・解体工事の場合は記入。ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

2. 建設資材利用実施

単位と選択間違いに注意

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)			再生資源利用率 B/A×100
	小分類	規格	主利用用途	再生資材の名称	再生資材利用量	再生資材の供給元施設、工事等の名称	
特定建設資材	コンクリート	普通21-8-20	12.000 トン	1.再コ(H)	5.000 トン	〇〇〇〇(株) × 工場	100%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材		5.000 トン		5.000 トン		0%
	合計		17.000 トン		5.000 トン		29%
	合計		0.000 トン		0.000 トン		0%
その他の建設資材	土砂	1-種	16.000 締めm ³	1-種	16.000 締めm ³	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	100%
	砕石	1.クラ	20.000 m ²	1.再クラ	20.000 m ²	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	100%
	合計		16.000 締めm ³		16.000 締めm ³		100%
	合計		715.000 m ²		715.000 m ²		100%

現場内利用があった場合は、次頁の2.建設副産物搬出実施にも必ず記入

品目毎の供給元施設、工事等が3箇所以上ある場合は、シート2枚目以降を利用してください。

エクセル印刷範囲外にある住所コード検索機能で検索し、転記。転記間違いに注意

- コード5
- コンクリートについて
1. 生コン(バジン骨材)
 2. 再生生コン(Co再生骨材)
 3. 再生生コン(Co再生骨材M)
 4. 再生生コン(その他再生骨材)
 5. 再生生コン(その他再生骨材)
 7. 兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 8. 再生兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 9. 再生兼用コンクリート二次製品(その他再生骨材)
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品(バジン骨材)
 2. 有筋コンクリート二次製品(リユース品)
 3. 再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 4. 再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 5. その他
- 木材について
1. 木材(ホド類を除く)
 2. 木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
1. 粗粒度アスコン
 2. 密粒度アスコン
 3. 開粒度アスコン
 4. 開粒度アスコン
 5. 改質アスコン
 7. 加齢アスファルト安定処理路盤材
 3. 細粒度アスコン
 6. アスファルトモルタル
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 炭土以外の泥土
 6. 炭土
 7. 土質改良土
 8. 建設汚泥処理土
 9. 再生コンクリート砂
 10. 山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
1. クラッシュラン
 2. 調整砕石
 3. 篩さい
 4. 単粒度砕石
 5. 砕石、割り石、自然石
 6. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 継手
 2. その他
- 石膏ボードについて
1. 石膏ボード
 2. シーリング石膏ボード
 3. 塗布石膏ボード
 4. 石膏ボード
 5. 石膏ボード
 6. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード6
- アスファルト・コンクリートについて
1. 表層
 2. 基層
 3. 上層路盤
 4. 歩道
 5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 6. 水面理用
- 土砂について
1. 道路路体
 2. 路床
 3. 河川築堤
 4. 構造物等の要込材、埋戻し用
 5. 宅地造成用
 6. 水面理用
 7. 堤防整備(陸地整備)
 8. その他
- 砕石について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 炭土以外の泥土
 6. 炭土
 7. 土質改良土
 8. 建設汚泥処理土
 9. 再生コンクリート砂
- 塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)
 2. 下水道用
 3. ケブル用
 4. 農業用
 5. 設備用
 6. その他
- 石膏ボードについて
1. 壁
 2. 天井
 3. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード7
- コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材)
 2. 再生生コン(Co再生骨材M)
 3. 再生生コン(その他再生骨材)
 4. 再生生コン(その他再生骨材)
 5. 兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 6. 再生兼用コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 7. 再生兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 8. 再生兼用コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 9. 再生兼用コンクリート二次製品(その他再生骨材)
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品(リユース品)
 2. 再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 3. 再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 4. その他
- 木材について
1. 再生木材(ホド類を除く)
 2. 再生木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
1. 再生粗粒度アスコン
 2. 再生密粒度アスコン
 3. 再生開粒度アスコン
 4. 再生開粒度アスコン
 5. 再生改質アスコン
 6. 再生アスファルトモルタル
 7. 再生加齢アスファルト安定処理路盤材
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 炭土以外の泥土
 6. 炭土
 7. 土質改良土
 8. 建設汚泥処理土
 9. 再生コンクリート砂
- 砕石について
1. 再生クラッシュラン
 2. 再生調整砕石
 3. 篩さい
 4. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管
 2. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード8
- 再生資材の供給元について
1. 現場内利用
 2. 他の工事現場(内陸)
 3. 他の工事現場(海面)
 4. 再資源化施設
 5. 土砂ストックヤード
 6. その他
- コード9
- 施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
 2. 再生材の利用の指示なし

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。 ※最後に必ず印刷して確認してください。

再生資源利用計画書 ー現場揭示用ー

1. 工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号					作成・更新年月日	令和	年	月	日
		請負会社名					工事責任者				
		会社所在地			TEL						
工事名	工事施工場所				工期	令和	年	月	日から	日まで	

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源 利用率
分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量 (B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	(B)/(A)×100
コンクリート			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
合計			0.000	0.000			0
コンクリート及び 鉄から成る建設資材			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
合計			0.000	0.000			0
アスファルト・ コンクリート			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
			トン	トン			%
合計			0.000	0.000			0
土砂			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
			繰りm ³	繰りm ³			%
合計			0.000	0.000			0
碎石			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
			m ³	m ³			%
合計			0.000	0.000			0

再生資源利用促進計画書 ー現場揭示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名	[Redacted]	法人番号			作成・更新年月日	令和 年 月 日
		請負会社名			工事責任者	
		会社所在地	TEL			
工事名	工事施工場所	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現場外搬出について					再生資源 利用促進率 ②+④ ① (%)	
		②利用量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで		④再生資源 利用促進量
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(立木、廃材などが廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
第一種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%
第二種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%

元高技管第 344 号
令和 2 年 3 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法については、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号により通知しているところですが、実際に必要となる費用が適切に反映されるよう、下記のとおり変更しますので通知します。

なお、本通知により、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号及び平成 27 年 9 月 8 日付け 27 高技管第 155 号「3. 伐採費用等」は廃止します。

記

1. 計上方法

(1) 共通仮設費 準備費の率分に含まれる項目

- ア 伐開、除根、除草に要した費用。
- イ 伐開、除根、除草による現場内の集積・積込及び整地、段切り、摺付け等に要した費用。

(2) 準備費（率分）には含まれないため、必要に応じて別途積み上げ計上する項目

- ア 伐開、除根、除草に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用及びそれらの処理費用。
- イ 立木の伐採、現場内の集積・積込、工事現場外への搬出及びそれらの処理に要した費用。

なお、設計書に計上する伐採費は、別表の各樹木毎の費用を胸高直径毎に計上すること。

【解説】

伐開・・・雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業
伐採・・・樹木をチェーンソー等により切り倒す作業

2. 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降の積算に適用する。

3. 留意点

用材林等の伐採補償を行っている場合は、その立ち木の主幹部については、契約に基づき立ち木所有者に起業地外へ移転義務を課している。主幹部以外の枝部等について、工事の支障となる場合は、工事現場外への運搬及び処分に要する費用を別途計上できる。

また、取得補償の場合であっても、伐採後、工事の支障となる主幹部の集積及び処分が必要な場合は、それに要する費用を別途計上できる。

問い合わせ先
技術管理課
Tel 088-823-9826

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の補足説明について (通知)

令和 2 年 3 月 30 日付け元高技管第 344 号「用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について (通知)」により、用材林等の伐採に要する費用の積算方法を変更したところです。

計上方法の詳細について、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

	作業内容	項目	積算方法
伐開	雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業	伐開	共通仮設費率
		玉切・集積・積込	共通仮設費率
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費
伐採	樹木をチェーンソー等により切り倒す作業 <u>※6cm 以上が対象</u>	伐採	胸高直径毎の伐採単価(※1)
		玉切・集積・積込	見積(※2)
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費

※1 胸高直径毎の本数を資料により確認する。

※2 伐採に伴う玉切・集積・積込の見積書の提出を依頼する際には、**6cm** 未満の伐開を伴う作業を除く条件で徴収する。

別紙：(参考) 準備費に計上する伐採費等の設計計上例

問い合わせ先
技術管理課
Tel 088-823-9826

元高技管第 223 号
令和 2 年 1 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公 印 省 略)

植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の徹底について（通知）

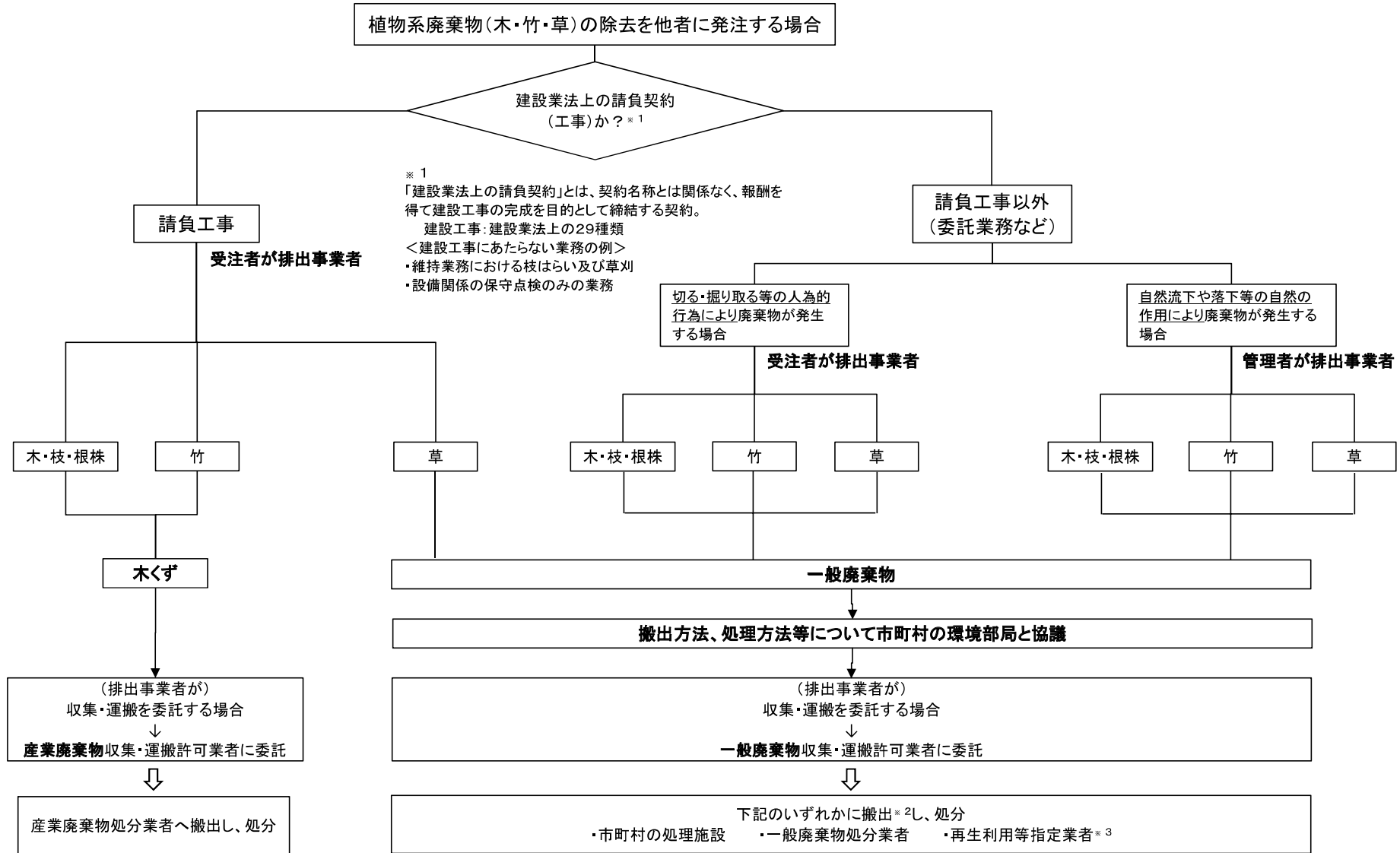
このことについて、「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」（平成23年1月18日付け 22高建管第820号）により通知しているところですが、一般廃棄物の取扱いについては、事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等についての協議が必要です。また、協議の結果、一般廃棄物処分業者等に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約していただくよう徹底をお願いします。

なお、これに伴い平成23年1月18日付け22高建管第820号「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」は廃止します。

(問い合わせ先)
技術管理課
T E L 088-823-9826

植物系廃棄物(木・竹・草)の処理についてのフロー

建設工事や委託業務で一般廃棄物が発生する場合は、必ず事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等について協議を行ってください。



※2 市町村との協議の結果、市町村の処理施設以外に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約をすること。

※3 廃棄物処理法施行規則 第2条の3第1項第2号 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行うものであって市町村長の指定を受けたもの。



一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壌汚染対策法第4条関係）

公開日 2020年11月10日

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、事前の届出が必要です。

また、届出の内容を審査し、知事が当該土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行うこととなります。

届出の要件

掘削と盛土の合計面積が3,000m²以上の土地の形質変更

ただし、現に有害物質使用特定施設※が設置されている工場又は事業場の敷地については、900m²以上の土地の形質変更

※有害物質使用特定施設とは

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する「特定施設」であって、同項第1号に規定する「有害物質」を製造、使用又は処理するもの

届出の対象外の工事

1. 次のいずれにも該当しない行為
 - 土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出するもの
 - 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うもの
 - 土地の形質変更（掘削）する部分の最大の深さが50cm以上であるもの
2. 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
3. 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外に土壌を搬出しないもの
4. 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
5. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
6. 形質変更が盛土のみの行為

届出の期限

土地の形質変更に着手する30日前まで

提出書類

- [一定の規模以上の土地の形質の変更届出書\[DOCX : 13KB\]](#)
[記載例\[PDF : 42KB\]](#)
- [確認表\[PDF : 56KB\]](#)
- 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 土地の登記事項証明書（写し）及び公図（写し）
- 土地の形質変更の実施に係る土地所有者の同意書（土地の形質変更をしようとする者が当該土地の所有者でない場合のみ）

届出書の提出先

（形質変更をしようとする土地が高知市以外）

高知県林業振興・環境部環境対策課 環境・再生利用担当

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番42号

TEL : 088-821-4524 FAX : 088-821-4520

（形質変更をしようとする土地が高知市内）

高知市環境保全課（088-821-9471）にお問い合わせください。

連絡先

高知県 林業振興・環境部 環境対策課

住所： 環境対策課 : 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）

電話： 計画推進・一般廃棄物 担当 088-821-4590

新処分場 担当 088-821-4595

産業廃棄物 担当 088-821-4523

環境・再生利用 担当 088-821-4524

ファック 088-821-4520（環境対策課）

ス：

メール： 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県 林業振興・環境部 環境対策課 HP
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/2020110900012.html>

2 高技管第 67 号
令和 2 年 6 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「土木工事標準積算基準書」の改定について」（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 353 号）において現場管理費の改定を行っております。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、特記仕様書への記載をお願いします。

記

1. 対象工事

「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事とする。

2. 適用

令和 2 年 6 月 24 日以降の積算に適用する。

3. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

<特記仕様書 記載例>

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

4. 保険付保の確認

工事請負契約書第 62 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 62 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、**火災保険、建設工事保険、その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

<問い合わせ先>

技術管理課

電話 088-823-9826

3 高技管第 204 号
令和 3 年 9 月 30 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）

このことについて「防災・減災、国土強靱化のための対策」への対応等に伴い、警備業法（昭和 47 年法律 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の人手不足により、長時間の通勤を必要とする状況が発生していることから、交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算方法について試行運用しているところですが、施工箇所周辺の警備業者に交通誘導警備員の配置が困難なこと確認をするため、今後は協議資料に「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を追加することとします。

なお、本通知により令和 3 年 6 月 16 日付け 3 高技管第 82 号「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について（通知）」は廃止します。

記

1 対象工事

「土木工事標準積算基準書」及び「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が 1 時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」工事

※ 会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店または支店または営業所

※ 会社所在地と施工箇所の間交通誘導警備員の自宅があり、自宅から直接施工箇所まで移動する場合についても「片道移動時間が 1 時間を超える」または「片道移動距離が 30km(高速道路等を利用する場合は 60km)程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

なお、設計計上にあたっては、積算根拠を個別に管理すること。

2 積算方法

片道 1 時間を超過した移動時間に、1 時間当たりの時間外割増した労務単価を乗じて、1 日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。

また、交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

詳細は、別紙「交通誘導警備員の移動にかかる費用の算出方法」による。

なお、事前に下請契約を締結している場合であっても、施工箇所周辺の警備業者との契約が可能であることが判明した場合は、長距離移動にかかる費用の計上は行えないので注意すること。

3 協議方法

受注者は、施工計画の打合せ時等に、移動時間および移動距離が分かる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者から徴収し、発注者に提出すること。

(協議文例)

交通誘導警備員を現場へ配置するにあたり、会社から現場までの移動に長時間を要するため、移動にかかる費用等の確認をお願いします。

4 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。

必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

※ 実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

5 技術管理課への協議について

本通知による交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用を計上する場合は、事前に「移動時間および移動距離が分かる資料」、「交通誘導警備員の移動にかかる費用の積算根拠資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を事前に技術管理課に提出し、協議すること。

6 適用

令和3年10月1日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。

7 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

4 高土政第 1313 号
令和 5 年 2 月 24 日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休 2 日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

発注者指定型の対象工事を請負対象金額 1,000 万円以上に改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

(問い合わせ先) 土木政策課 契約担当 TEL : 088-823-9813 技術管理課 設計基準担当 TEL : 088-823-9826
--

事 務 連 絡
令和5年2月24日

土木部各課長 様
各土木事務所長 様

防災砂防課長
(公印省略)

災害復旧事業における「週休2日制モデル工事」の適用について（通知）

このことについて、「災害復旧事業における「週休2日制モデル工事」の適用について（通知）（令和3年3月29日付け事務連絡）」により通知していましたが、災害復旧事業でも「週休2日制モデル工事」の適用が可能となったため、運用方法を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、「災害復旧事業における「週休2日制モデル工事」の適用について（通知）（令和3年3月29日付け事務連絡）」については、廃止します。

記

- 1 「週休2日制モデル工事」の実施については、土木部長通知によること。
- 2 令和4年災以前の災害復旧工事については、下記のとおりとする。
 - (1)発注者指定型の要件を満たす場合は、発注者指定型で発注すること。
 - (2)受注者希望型については、変更時に実績に応じた補正を行うこと。
 - (3)令和5年4月1日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事を対象とする。
- 3 令和5年災以降の災害復旧工事については、下記のとおりとする。
 - (1)査定申請時に発注者指定型の要件を満たす場合は、原則査定時から補正したもので申請すること。
 - (2)総合単価を使用する場合は、査定申請時は補正をせずに申請すること。
 - (3)査定申請時に発注者指定型の要件を満たさず、実施設計で要件を満たすようになった場合は、発注者指定型で発注すること。
 - (4)受注者希望型については、査定申請時は補正をせず、変更時に実績に応じた補正を行うこと。
 - (5)査定設計書で補正できるよう積算システムの改修を実施（7月上旬頃目処）しているため、査定申請における適用はシステム改修完了後の単価適用日で作成するものを対象とする。
- 4 上記2、3のいずれにおいても、金額の増減が軽微な変更の額を超える場合は、事前に設計変更の協議が必要となる。
- 5 崩土撤去や仮締切等、社会的要請等により早期に災害復旧事業を完成させる必要がある緊急工事については対象外とする。
- 6 問い合わせ先
防災砂防課 防災復旧担当
TEL：088-823-9824

3 高土政第 869 号
令和 3 年 12 月 14 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 会 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

工事一時中止に係るガイドラインの一部改正について（通知）

このことについて、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年 10 月 28 日付け 2 高情政第 749 号総務部長通知）に基づき押印の見直しを行い、工事一時中止に係るガイドライン（平成 30 年 6 月 28 日付け 30 高土政第 271 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

(1) 押印の見直しに伴い、押印を不要とする様式等を改正しました。

なお、印の表示のない様式については、押印を不要とします。

(2) ガイドラインの適用対象を明記しました。

(3) 建設工事契約事務処理要領の改正（R3. 4. 1）に伴い様式を改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行します。

内容については、下記土木政策課HPでご確認をお願いします。
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2020021900453.html>

(問い合わせ先)
土木政策課 契約担当
TEL：088-823-9813
技術管理課 設計基準担当
TEL：088-823-9826

高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日等を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下、「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕期間設定工事は、発注の時期（年度後半に限定しない）、工事の特性などから、不調・不落の発生が懸念される工事で、余裕期間を設定することにより、解消が期待できる工事を対象とし、発注者が指定したものとする。

なお、対象工事の選定にあたっては、施工時期の偏在（工期の終期が年度末となる工事の過度な増加など）を生じることがないように留意すること。

(工事開始日及び工期の終期日)

第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。

- (1) 発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式）
- (2) 発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式）
- (3) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式）

2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で90日程度とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。

3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1-1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1-2）により、発注者に通知しなければならない。

(工事開始日の変更及び工事着手日)

第4条 発注者指定方式において、契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合は、受発注者で協議の上、工事開始日を変更することができる。

2 任意選択方式又はフレックス方式において、受注者は、契約締結後に工事開始日を変更する場合は、工事開始日変更通知書（別紙2-1（工事開始日の前倒し）又は別紙2-2（工事開始日の延長））により発注者に通知しなければならない。

その場合において、受注者が工事開始日の延長により工期の変更を希望する場合は

必要に応じて変更契約を行い、それ以外の場合は工期の変更は必要ないものとするが、工事成績評定における「工程管理」に関する項目の評価点及び工事の一時中止等に伴う工期延長日数については、実質的に工期が延長されていることを踏まえて決定するものとする。

- 3 受注者は、特別の事情がない限り、発注者が指定した工事開始日又は前項の規定により発注者に通知した工事開始日から 30 日以内に工事に着手し、着手届を提出しなければならない。

(工期の設定)

第 5 条 発注者が指定した工事開始日又は受注者が定めた工事開始日から工期の終期日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

(前金払の請求)

第 6 条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第 7 条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約締結日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第 8 条 契約締結日から工事開始日までの期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理（主任）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第 9 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等における記載方法)

第 10 条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 90 日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は90日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
- (3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

附則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月1日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

附則

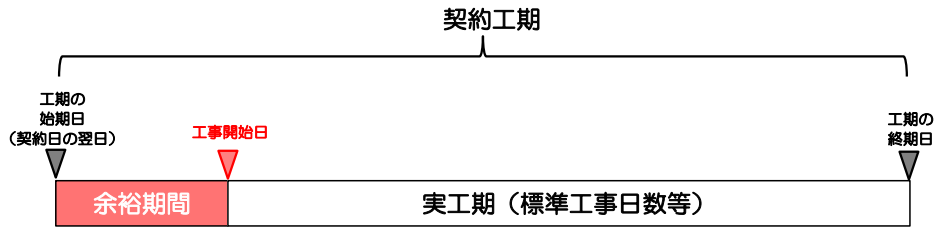
この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附則

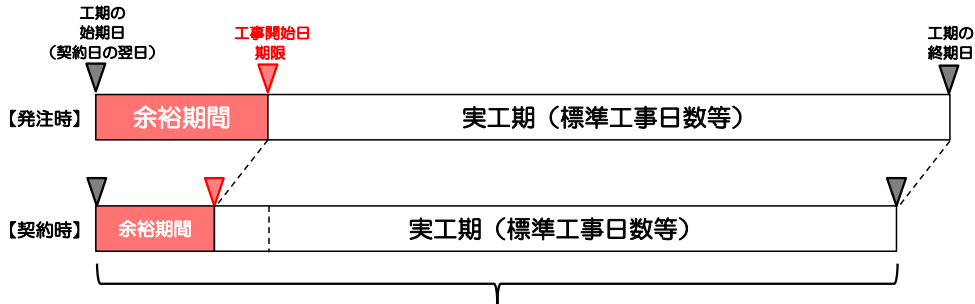
この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

①工期の設定（イメージ）

<発注者指定方式>



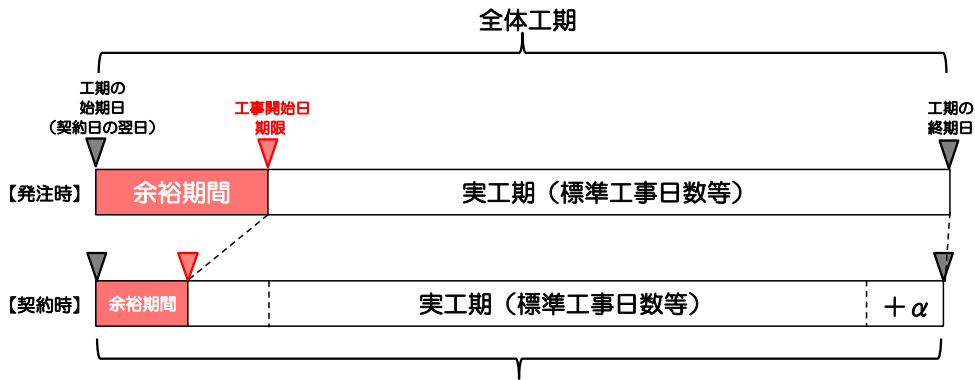
<任意選択方式>



契約工期

※余裕期間を短縮した場合、その分の契約工期も短縮する。
 ※余裕期間を短縮しても、工期の終期日を決めている場合、契約工期は短縮しない。

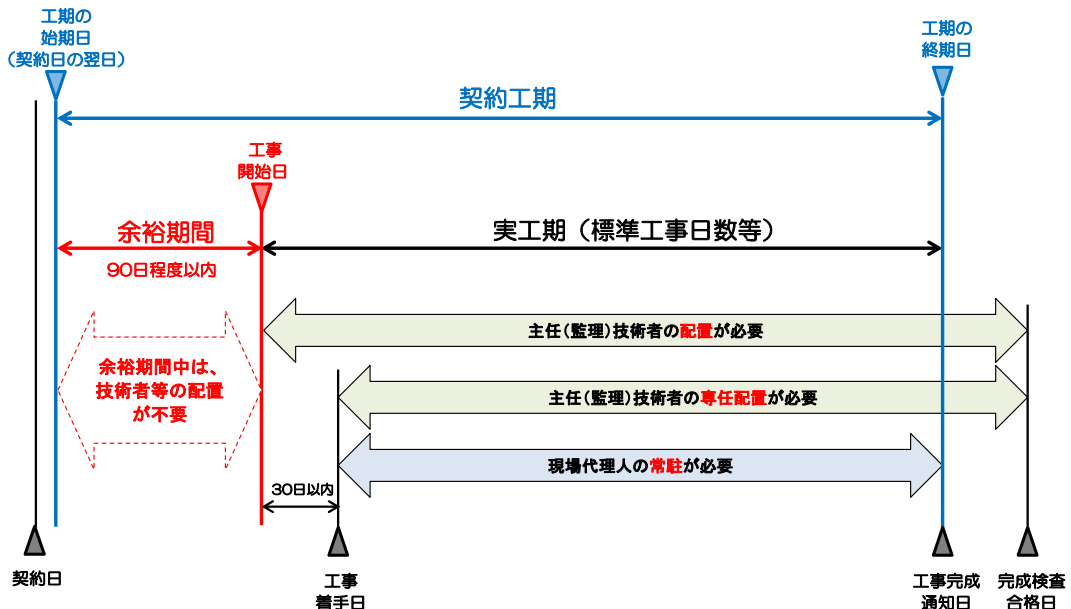
<フレックス方式>



契約工期

※全体工期内で、工事開始日と工期の終期日（任意の期間）を決定することができる。
 ※任意の期間は、発注者が定める工事期間（標準工事日数等）以上を確保することを原則とする。
 ※余裕期間を短縮した場合、契約工期を短縮する必要はない。
 ※工期の終期日を決めている場合でも、上記を含めて、任意の期間を決定できる。

②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）



※備考
 ・別途履行中の工事に専任配置されている主任(監理)技術者であっても、発注者が設定した余裕期間内に当該別途工事の引渡し完了したものについては、配置予定技術者として入札参加が可能。

4 高技管第 508 号
令和 5 年 2 月 14 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長
(公印省略)

土木工事標準積算基準書の改定（掘削等に伴うペーラインの計上）
について（通知）

これまで、山側擁壁等の背面型枠を設置しない擁壁等の積算では、設計断面を確保するための余剰掘削分を設計計上の対象外としていましたが、令和 5 年 7 月以降は、国土交通省と同様に、余剰掘削分のコンクリート量及び土量を、下記のとおりペーラインとして計上することとしましたので、事前に通知します。

記

1 改定内容

ペーラインによる掘削及びコンクリートの設計計上

2 計上方法

別紙「ペーラインの計上方法」のとおり

3 適用

令和 5 年 7 月 1 日以降に土木工事標準積算基準書を用いて積算する工事に適用する。
ただし、港湾請負工事積算基準の歩掛は対象外とする。

また、現在、設計業務を実施中又は今後予定しているものであって、令和 5 年 7 月 1 日以降に積算する工事においては、ペーラインの数量を算出してください。

4 問い合わせ先

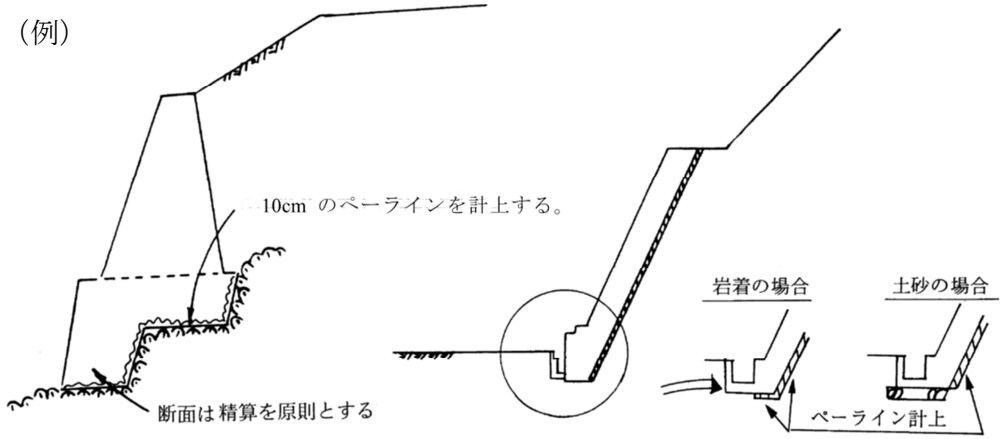
技術管理課

TEL 088-823-9826

ペーラインの計上方法

1. コンクリート工について

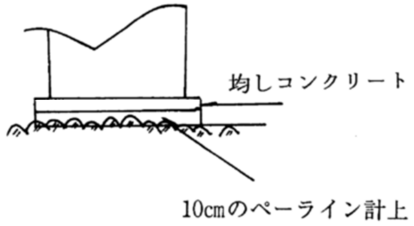
- 1) 山側擁壁等背面型枠を使用せず、直接切土面にコンクリートが接する場合は、岩着 10 cm，土砂 5 cmのペーラインを計上する。（裏栗石、裏込砕石を施工する場合はペーラインを計上しない）
 なお、ペーラインコンクリートの数量は擁壁本体数量に含まず別途数量を算出する。また、ペーラインコンクリート分の掘削数量も、別途算出し計上する。



- 2) 材料・手間などの計上方法は基準書によるが、記載の無い場合については材料・手間とも計上し割り増しの対象とする。
- 3) 均しコンクリートについての岩着の場合は 10 cm分を計上する。

名 称	土 質	ペーライン
人 力 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○
機 械 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○

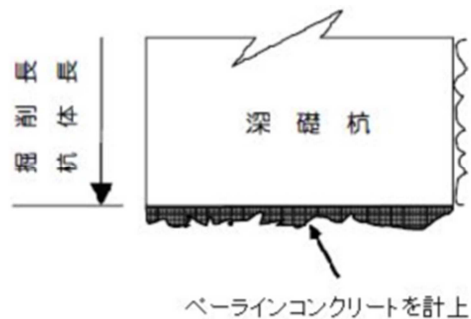
但し ○：計上 ×：計上せず



- 4) 維持修繕工事及び交安工事において側面部の型枠を計上しない場合はペーラインを計上できる。（土砂・岩とも）
- 5) 小型構造物のペーラインは原則として計上しない。（維持修繕工事・交安工事を除く）

2. 基礎工について

深礎杭の最下端にはペーラインコンクリート 10 cmを計上し、掘削数量もペーライン分を考慮する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。



3. 砂防工について

ペーラインを岩着は 10 cm、土砂は 5 cm 計上する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。

本堤・副堤・垂直壁・側壁・水叩については、岩盤清掃面積、山留擁壁等構造物（小型構造物を除く）は、岩着面積をコンクリート量に加算するものとする。

また、間詰については、断面精算時に計上するものとする。

3 高技管第 233 号
令和 3 年 10 月 12 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について (通知)

国土交通省では、i-Construction のトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」(令和 3 年 3 月 25 日付け国技建管第 25 号)が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

1 対象構造物

呼び強度 21N/mm² および 24N/mm² で設計する鉄筋構造物

2 適用するスランプ

12 c m

4 適用年月日

- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事

なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする

5 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

【お知らせ】快適トイレの積算方法の変更について

公開日 2023年02月24日

このことについて、近年、建設現場への快適トイレの普及が一定進んできたことから、積算方法を変更し、下記のとおり運用することとしました。

なお、本通知に伴い、令和4年2月7日付け4高技管第320号「快適トイレの導入について（通知）」は、廃止します。

1. 対象工事

- (1) 請負対象金額（税込）1千万円以上の工事
- (2) 請負対象金額（税込）1千万円未満の工事で、受注者から設置の希望があった工事

2. 対象外工事

- (1) 災害復旧工事
- (2) 受発注者の協議により、快適トイレの手配が困難と認めた工事

3. 特記仕様書への記載

快適トイレを導入する場合は、特記仕様書（別添1）に示す内容を記載すること。

4. 積算方法

快適トイレの計上費用は、これまで受注者の見積りを基に算出していましたが、今後は、「（別添2）積算方法」により設計単価を計上することとする。

5. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際には可能な限り、快適トイレの導入にあたっての配慮事項（別紙）のとおり配慮すること。

6. 適用

令和5年3月1日以降に積算する工事

[【別添1】特記仕様書記載例\[PDF : 116KB\]](#)

[【別添2】積算方法\[PDF : 58KB\]](#)

[【別紙】配慮事項\[PDF : 54KB\]](#)

28 高建管第 92 号

平成 28 年 4 月 27 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 会 事 務 局 長
様

土 木 部 長

建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定について（通知）

平成 26 年 6 月 4 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）及び平成 27 年 4 月から適用となった、改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針では、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、適切に設計変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行うこととされています。

県では、建設工事請負契約書及び設計変更に関する事務取扱要領（平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高建管第 729 号土木部長通知）の規定に基づき、設計変更をしているところですが、このたび、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、別添のとおり設計変更ガイドラインを策定しましたので、通知します。

内容については、下記土木政策課HP（P.1-66参照）でご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html>

問い合わせ先

土木部建設管理課契約担当

TEL：088-823-9813

土木部技術管理課

TEL：088-823-9826

土木工事の仮設、施工方法等における「指定と任意」の正しい運用について

1 任意と指定についての基本的な考え方について

高知県建設工事請負契約書において、任意のものと指定のものについて記載があり、その取扱いは各条項に記載されております。

(高知県建設工事請負契約書：抜粋)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約という。以下同じ。）を履行しなければならない。

・・・中略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」をいう。）については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

2 実施について

現場条件を十分考慮し、高知県建設工事請負契約書に則り工事を行い、特記仕様書や施工条件明示書、或いは図面（任意に該当している個所は添付されません。（※1））等に記載された設計図書の条件を確認してください。

（※1） やむを得ず図面を添付している場合は、その図面に「参考図」と明示されています。

3 変更について

契約書に添付されている設計図書に条件が明示されているものについて、変更が生じた場合は、設計変更の対象となる場合がありますので注意して下さい。また、施工業者の施工上の都合で、使用機種を変えたり仮設方法（任意）を変更した場合は設計変更の対象とはなりませんので取扱いに注意して下さい。

平成24年7月31日

土木部発注の工事に係る三者会議の実施について（お知らせ）

工事の品質確保を図るためには、工事の発注者（設計者）から受注者に対して、設計意図を詳細に伝達するとともに、現場の各種情報を共有することにより、早期に課題を把握することが重要です。

このことから、設計者及び施工者並びに発注者が、一堂に会する「三者会議」を下記のとおり行います。

記

1. 実施方法

別紙、「三者会議の実施要領」のとおり。

2. 適用

平成24年8月1日

3. 対象工事

「三者会議の実施要領」の対象工事のうち、発注者が指定するもの。

（発注時に三者会議の実施を決めていない場合でも、施工中に三者会議が必要となった場合は、受発注者間協議により、対象とすることができるものとする。）

3高技管第345号
令和4年3月1日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律における届出の電子申請に
ついて (通知)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) における届出を職場
や自宅のパソコンからインターネットを利用して申請ができるよう、下記のとおり電子申
請サービスによることとしましたので、担当職員への周知をお願いします。

また、当面の間は、従来の窓口届出と電子申請サービスによる申請を並行して受付するこ
ととします。

なお、窓口届出の受付に際しては、電子申請サービスのご案内をお願いします。

記

- 1 建設リサイクル法の届出方法
高知県電子申請サービスによる申請
窓口届出
- 2 高知県電子申請サービス対象の届出
建設リサイクル法第10条第1項
(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=650)
建設リサイクル法第10条第2項
(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=871)
- 3 適用
令和4年4月1日以降
- 4 留意事項
建設リサイクル法第11条による通知書は、従来どおりの取り扱いとする。
- 5 高知県ホームページ掲載ページ
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2022022200099.html>

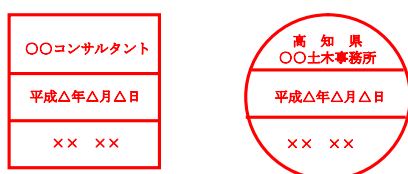
問い合わせ先 技術管理課 TEL : 088-823-9826 FAX : 088-823-9263

7-4. 電子スタンプ

電子押印で使用するソフト及び様式、形状は特に指定しないが、「会社名」・「日付」・「担当者の氏名」の分かるものとする(フリーソフト可、デジタル署名不要)。

決裁権者全員の電子押印は必要としないが、1書類につき受発注者それぞれで1個以上電子押印する。受注者は現場代理人又は主任(監理)技術者、発注者は監督(調査)職員の電子押印を必須とする。

【電子スタンプ(様式例)】



【電子スタンプソフト(一例)】

ソフト名称	説明	有料、無料の区分
Adobe Acrobat	PDF上で電子押印する。	有料
クリップスタンプ2	クリップボードから文書に貼り付ける。	無料

7-5. 電子メール

1) 件名

件名は『区分、業務(工事)番号、提出書類、通し番号、会社名、担当者名』とする。受信確認メールの件名は、件名に「Re:」を付し、その他の内容は変えてはならない。

例1 受注者の送信メールの件名

【提出】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_△△建設株式会社_××

例2 発注者の送信メールの件名(例1の書類の承諾メール(注意:受信確認メールではない))

【承諾】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_高知県△△土木事務所_××

2) 添付ファイル

- ・個人情報を含むファイル及び1ファイル1MBを超えるファイルは、原則としてメールでの受け渡しを禁止する。(CD-RW等を使用する)
- ・圧縮ソフトを使用してファイル容量の低減に努める。(圧縮形式は「zip」とする)
- ・機密性の高いファイルはパスワードをかける。(パスワードは同一メールで通知しない)
- ・送信する前に、必ずウイルスチェックを行う。

7-6. 留意事項

【受注者】

- ・オリジナル形式で書類を提出する場合のファイル形式は受発注者間協議により決定する。
- ・電子メールを活用した情報交換で取り扱う書類は、すべて電子納品の対象とならない書類であるため、電子納品する必要はない。

【発注者】

- ・提出された書類に不備のあった場合は、受注者に不備の内容を伝え、再提出を求めるとし、発注者は書類の修正を行ってはならない。
- ・電子押印はPDFファイルに対して行う。オリジナル形式で提出のあった場合は、PDFファイルに変換した後に行う。決裁済みの紙書類のスキャニングは行わないこと。
- ・決裁済みの紙書類は発注者が保管し、検査で使用する。検査後は、納品される他の紙書類と一緒に保管する。